

議案第 1 0 4 号

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正について

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 9 月 1 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）が令和 3 年 3 月 3 1 日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、産業の促進を図るため、京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者で、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものに係る固定資産税の課税を免除する。

- (1) 持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであること。
- (2) 取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の

額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における土地に限る。)

ア 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては、1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

イ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第5条を削り、第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(特例措置の取消し)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって第2条の規定の適用を受けた者については、特例措置の全部又は一部を取り消すものとする。

第4条の見出しを「(特例措置の変更等)」に改め、同条を第5条とする。

第3条を削り、第2条の次に次の2条を加える。

(特例措置の期間)

第3条 前条の規定による特例措置の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

(特例措置の申請)

第4条 第2条の規定の適用を受けようとする者は、特例措置を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日(以下「申請期限」という。)までに規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。ただし、特例措置の対象となる場合であつて、申請期限までに申請ができなかったことについてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の規定は、令和３年４月１日以後に取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について適用する。

（経過措置）

- 2 令和３年３月３１日以前にこの条例による改正前の過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例第２条第３項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例(平成16年京丹後市条例第81号)新旧対照表

現行	改正案
過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例 平成16年4月1日 条例第81号 (趣旨) <u>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)第2条第2項の規定により過疎地域として公示された本市の区域内における産業の活性化を図るため、法第31条に規定する固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (特例措置) <u>第2条 市長は、製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対し、その事業に係る機械及び装備又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除する。</u> <u>2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3箇年とする。</u> <u>3 第1項に規定する特例措置の対象となる固定資産は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成33年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第3欄又は同法第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けることができる設備であって、取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した場合における当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)とする。</u>	過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例 平成16年4月1日 条例第81号 (趣旨) <u>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。))及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、産業の促進を図るため、京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (特例措置) <u>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。))又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者で、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものに係る固定資産税の課税を免除する。</u> <u>(1) 持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであること。</u> <u>(2) 取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定す</u>

現行	改正案
(申請書等の提出) <u>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該規定に該当することを証明する書類を添付して、これを遅滞なく市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者</u> (2) <u>事業の種目</u> (3) <u>新設し、又は増設した事業所の所在地</u> (4) <u>新設し、又は増設した固定資産の新設又は増設年月日(土地にあっては、取得年月日)、種類及び取得価額</u> (5) <u>新設し、又は増設した事業所の従業者の数</u>	<u>る資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における土地に限る。)</u> <u>ア 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては、1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)</u> <u>イ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円</u> <u>(特例措置の期間)</u> <u>第3条 前条の規定による特例措置の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。</u> <u>(特例措置の申請)</u> <u>第4条 第2条の規定の適用を受けようとする者は、特例措置を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日(以下「申請期限」という。)までに規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。ただし、特例措置の対象となる場合であつて、申請期限までに申請ができなかつたことについてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u>

現行	改正案
<u>(6) 新設し、又は増設した事業用設備を最初に事業の用に供した年月日</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> <u>(申請事項の変更等の申告)</u> <u>第4条</u> (略) <u>(特例措置の取消)</u> <u>第5条</u> 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、特例の適用を取り消し、申請者に通知する。 <u>(1) 偽り、その他不正な行為により固定資産税の特例の適用を受けたとき</u> <u>(2) その他市長が不相当と認めたとき</u> (委任) <u>第6条</u> (略)	<u>(特例措置の変更等)</u> <u>第5条</u> (略) <u>(特例措置の取消し)</u> <u>第6条</u> 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって第2条の規定の適用を受けた者については、特例措置の全部又は一部を取り消すものとする。 (委任) <u>第7条</u> (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について適用する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例第2条第3項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。</u>

【背景】

- 過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、「過疎地域自立促進特別措置法」が失効となり、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定された（R3.4.1）。
- 旧制度「過疎地域自立促進特別措置法」では、市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業について、条例に基づいて課税免除（固定資産税について最初に課税免除を行った年度から3箇年度）を行った場合、地方税の減収の75%が普通交付税により補填される。

【改正内容】

項目	改正前	改正後
①対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等
②取得価額要件	<u>2,700万円超</u> <u>（全ての業種で一律）</u>	<u>500万円以上</u> <u>（法人の製造業、旅館業については、資本金の規模により下限額が大きくなるよう設定）</u> <u>○資本金5千万円～1億円の法人 1千万円以上</u> <u>○資本金1億円超の法人 2千万円以上</u>
③対象となる設備	<u>家屋・償却資産は、新設・増設のみ</u> 土地は、対象家屋、対象償却資産の敷地である土地の取得	<u>家屋・償却資産は、取得又は製作若しくは建設建物及びその附属設備にあっては、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。</u> <u>ただし、資本金の額が5千万円超である法人は、新設、増設のみ</u> 土地は、対象家屋、対象償却資産の敷地である土地の取得
④対象設備の取得期間	<u>令和3年3月31日まで</u>	<u>令和6年3月31日まで（3年間延長）</u>
⑤課税免除の適用期間	課税初年度を含め、3箇年度分の固定資産税	課税初年度を含め、3箇年度分の固定資産税
⑥特例措置の申請	<u>申請期限なし</u>	<u>特例措置を受けようとする各年度の初日に属する年の1月31日まで</u>

※令和3年1月1日以降、令和3年3月31日までの取得資産については、旧法による課税免除を適用

※新法による課税免除は、令和3年4月1日以降に取得した資産から適用